

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の

防止に関する条例の一部改正



公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年愛知県条例第4号）が改正され、平成20年6月1日から施行されます。



1 改正の背景

歓楽街や主要駅等で見かける風俗店等へのスカウト行為や不当な客引行為、迷惑ビラの配布など県民が不快と感じる行為を規制し、歓楽街等の環境浄化を図るため改正を行いました。

2 改正のポイント

- 痴漢行為の禁止規定が追加されました。
- 風俗店等への客引行為が強化されました。
- 風俗店等で働くように勧誘する行為が禁止されました。
- 迷惑ビラ等の配布行為等が禁止されました。
- 罰則が強化されました。

3 改正の内容

(1) 痴漢行為の禁止規定の整備(第2条第3項)

公衆が利用する浴場、便所、更衣室等におけるのぞき見又は撮影等の卑わいな言動を禁止する規定が追加されました。

【罰則 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】

《常習 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金》



(2) 客引行為等の禁止規定の整備

ア 客引行為を禁止する規定の強化(第7条第1号・第2号・第3号)

いわゆるキャバクラ、ピンクサロン、ファッションヘルス等へ客引きする行為を禁止する規定が強化されました。

ファッションヘルス等の性風俗店については、客となるよう通行人に呼び掛けたり、チラシ類を配布や提示するだけの行為(誘引行為)についても禁止されました。

【罰則 100万円以下の罰金】

《常習 6月以下の懲役又は100万円以下の罰金》

イ スカウト行為(勧誘行為)を禁止する規定の新設

(第7条第4号・第5号・第6号)

いわゆるキャバクラ、ピンクサロン、ファッションヘルス等で働くよう勧誘するスカウト行為が禁止されました。

ファッションヘルス等の性風俗店へのスカウト行為については、通行人に呼び掛けたり、チラシ類を配布や提示するだけの行為(誘引行為)についても禁止されました。

【罰則 100万円以下の罰金】

《常習 6月以下の懲役又は100万円以下の罰金》

(3) 迷惑ビラ等の配布行為等の禁止規定の整備

ア 迷惑ビラ等の配布行為等を禁止する規定の新設

(第8条第1項・第2項・第3項)

迷惑ビラ等の配布が禁止されたほか、公衆電話ボックス内、住居等へのビラ貼り、差入れ行為が禁止されました。

迷惑ビラとは、人の好奇心をそそる衣服を脱いだ写真や絵、人に接する役

務の提供を表す文言や水着、制服の写真、役務に従事する者の募集等が掲載されたビラ、パンフレットその他の物品をいいます。

【罰則 100万円以下の罰金】

《常習 6月以下の懲役又は100万円以下の罰金》

イ 配布等を目的とした所持行為を禁止する規定の新設（第8条第4項）

配布等を行う目的で、迷惑ビラ等を所持することが禁止されました。

【罰則 50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料】

《常習 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金》



（4）罰則の強化

ア 客引き行為等の罰則の強化（第10条）

違反形態	新	旧
一般	100万円以下の罰金	50万円以下の罰金・拘留・科料
常習	6月以下の懲役・100万円以下の罰金	6月以下の懲役・50万円以下の罰金

イ 両罰規定の新設（第11条）

客引き行為等(第7条)及び迷惑ビラ等配布行為等(第8条)の禁止規定に違反したときは、行為者を罰するほか、法人等についても処罰する規定が新設されました。

3 施行期日

平成20年6月1日から施行されます。